

その他

1. 税務証明の状況

(1) 発行数

年度 区分	18		19		20		21		22	
	件数	前年比 %	件数	前年比 %	件数	前年比 %	件数	前年比 %	件数	前年比 %
納税証明	2,950	85.2	2,971	100.7	2,730	91.9	2,525	92.5	2,142	84.8
課税証明	1,310	122.5	1,372	104.7	1,665	121.4	1,437	86.3	2,167	150.8
所得証明	17,311	105.0	15,833	91.5	16,835	106.3	17,373	103.2	18,133	104.4
資産証明	6,756	91.1	5,740	85.0	5,465	95.2	5,366	98.2	5,136	95.7
課税台帳 閲覧	794	102.2	608	76.6	768	126.3	706	91.9	659	93.3
その他	1,081	69.2	1,457	134.8	2,210	151.7	1,755	79.4	2,166	123.4
合計	30,202	98.1	27,981	92.6	29,673	106.0	29,162	98.3	30,403	104.3

注：手数料無料扱の分を含む

(2) 手数料

年度 区分	18		19		20		21		22	
	金額 円	前年比 %	金額 円	前年比 %	金額 円	前年比 %	金額 円	前年比 %	金額 円	前年比 %
納税証明	885,000	85.2	891,300	100.7	816,900	91.7	757,200	92.7	640,500	84.6
課税証明	378,000	122.2	408,900	108.2	498,900	122.0	430,800	86.3	649,800	150.8
所得証明	5,113,500	105.0	4,656,300	91.1	4,961,700	106.6	5,085,000	102.5	5,322,000	104.7
資産証明	2,010,300	90.9	1,703,100	84.7	1,631,100	95.8	1,599,300	98.1	1,531,500	95.8
課税台帳 閲覧	238,200	102.2	181,500	76.2	229,500	126.4	211,800	92.3	197,700	93.3
その他	723,900	88.5	827,800	114.4	1,031,900	124.7	894,400	86.7	1,018,600	113.9
合計	9,348,900	98.6	8,668,900	92.7	9,170,000	105.8	8,978,500	97.9	9,360,100	104.3

2. 県民税徴収委託金

区 分		年 度				
		1 8	1 9	2 0	2 1	2 2
納税通知書枚数 に対するもの	基 数 (件)	62,036	3,069	242	109	67
	60円 委託金 (円)	3,722,160	184,140	14,520	6,540	4,020
徴収金払込額に に対するもの	基 数 (円)	1,576,151,822	375,348,991	10,315,504	4,830,354	1,985,668
	7% 委託金 (円)	110,330,626	26,274,427	722,084	338,123	138,995
過誤納金還付額 に対するもの	基 数 (円)	3,621,300	5,713,085	42,097,428	8,801,800	7,521,800
	按分率 委託金 (円)	1,088,311	1,710,932	37,918,404	3,419,753	3,153,829
還付加算金に に対するもの	基 数 (円)	179,100	146,800	247,600	307,800	355,800
	按分率 委託金 (円)	53,808	43,960	81,131	111,701	137,338
納税義務者数に に対するもの	基 数 (人)	-	39,186	52,441	51,818	50,112
	一人当たりの額 委託金 (円)	-	156,744,000	209,764,000	180,305,900	165,329,000
配当割、譲渡割 還付額に対する もの	基 数 (円)	-	633,279	821,889	307,897	911,628
	基数 委託金 (円)	-	633,279	821,889	307,897	911,628
合 計	委託金 (円)	115,194,905	185,590,738	249,322,028	184,489,914	169,674,810
前 年 比	(%)	111.9	161.1	134.3	74.0	92.0

平成19年度第2次分(6月～8月分)以降、県民税徴収委託金の計算方法が変更されている。

平成20年度の「過誤納金還付額に対するもの」には、税源移譲による市県民税還付分を含む。

年 度		1 8	1 9	2 0	2 1	2 2
特 定 按 分 率	%	30.06	38.85	39.77	39.78	39.77
確 定 按 分 率	%	29.947638355	38.847583379	39.726251842	39.778929492	39.770194814
平成19年度按分率	%	-	29.947638355	29.947638355	29.947638355	29.947638355
納税義務者一人当たりの額	円	-	4,000	4,000	3,300	3,300
【森林環境税分】 納税義務者数 に対するもの	一人当たりの 額 (円)	-	-	25	15	-
	基 数 (人)	-	-	51,972	51,363	-
	委託金 (円)	-	-	1,299,300	770,445	-

平成20、21年度の2か年の経過措置。

3. 市税の基礎等一覧表(税率表別添)

(平成23年度分)

税目	賦課期日	種類	納税義務者	課税標準	申告期限	納期
市民税	1月1日	均等割 個人 所得割	・1月1日現在市内に住所を有する個人 (均等割と所得割) ・1月1日現在市内に事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの (均等割のみ)	前年の所得から諸控除を差し引いた金額 * 諸控除は次ページ以降に掲載	3月15日	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から11月1日まで 第4期 1月1日から1月31日まで ・給与特別徴収 年12回(6月～5月) ・年金特別徴収 年6回(偶数月)
		均等割 法人 法人税割	・市内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割と法人税割) ・市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの(均等割のみ)	均等割 資本金等の区分による(9段階) 法人税割 法人税額による	事業年度 終了後 2ヶ月以内	申告納付
固定資産税	1月1日	土地 家屋 償却資産	当該固定資産の所有者 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	土地又は家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 償却資産 賦課期日における当該償却資産の価格	償却資産 1月31日	・普通徴収 第1期 5月1日から5月31日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 12月1日から12月27日まで 第4期 2月1日から2月28日まで
軽自動車税	4月1日	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪小型自動車	当該軽自動車等の所有者、又は使用者	当該軽自動車等の所有、又は使用	取得申告 取得後15日以内 廃車申告 廃車後30日以内	・普通徴収 5月1日から5月31日まで
市たばこ税		たばこ販売	製造たばこにつき、小売販売者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者	市内で売り渡した製造たばこの本数	翌月末日	申告納付
都市計画税		土地・家屋	当該固定資産の所有者	固定資産(土地・家屋)の価格 (市街化区域内の固定資産に限定課税)		固定資産税に同じ
入湯税		鉱泉浴場への入湯	市内の鉱泉浴場(温泉利用施設)における入湯客	市内の鉱泉浴場(温泉利用施設)における入湯客数	翌月15日	申告納入

○ 所得控除の種類と控除額（平成23年度分）

種類	控除額			
雑損控除	次のいずれか多い金額 (損失の金額 - 保険等により補てんされた額) - (総所得金額等 × 1 / 10) (災害関連支出の金額 - 保険等により補てんされた額) - 5万円	障害者控除	障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき 26万円 (特別障害者については 30万円)	
	医療費控除	(支払った医療費 - 保険等により補てんされた額) - (総所得金額等 × 5 / 100) 又は 10万円のいずれか低い額 (限度額 200万円)	寡婦控除	納税義務者が寡婦である場合には 26万円 ただし、合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する場合には 30万円
社会保険料控除		支払った額	勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合には 26万円
小規模企業共済等掛金控除	支払った額	寡夫控除	納税義務者が寡夫である場合には 26万円	
生命保険料控除	支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合 支払った保険料が ア. 15,000円以下の場合 支払った保険料の全額 イ. 15,000円を超え40,000円以下の場合 (支払った保険料の金額の合計額) × 1 / 2 + 7,500円 ウ. 40,000円を超え70,000円以下の場合 (支払った保険料の金額の合計額) × 1 / 4 + 17,500円 エ. 70,000円を超える場合 35,000円 支払った保険料が個人年金保険料だけの場合 支払った保険料が ア. 15,000円以下の場合 支払った保険料の全額 イ. 15,000円を超え40,000円以下の場合 (支払った保険料の金額の合計額) × 1 / 2 + 7,500円 ウ. 40,000円を超え70,000円以下の場合 (支払った保険料の金額の合計額) × 1 / 4 + 17,500円 エ. 70,000円を超える場合 35,000円 支払った保険料が一般の生命保険料と個人年金保険料との両方である場合 (支払った生命保険料について により求めた金額) + (支払った個人年金保険料について により求めた金額)	配偶者控除	○控除対象配偶者 33万円 ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には 38万円 ○納税義務者又は納税義務者と生計を一にしている親族と同居している特別障害者である控除対象配偶者 56万円 ただし、その控除対象配偶者が70歳以上である場合には 61万円	
	地震保険料控除	支払った保険料が ア. 5,000円以下の場合 支払った保険料の1/2 イ. 5,000円超の場合 25,000円 支払った保険料のすべてが旧長期損害保険契約等(H18年12月31日までの契約締結分)に係るものである場合 支払った保険料が ア. 5,000円以下の場合 支払った保険料の全額 イ. 5,000円を超え15,000円以下の場合 (支払った保険料の金額の合計額) × 1 / 2 + 2,500円 ウ. 15,000円を超える場合 10,000円 支払った損害保険料のうちに、地震等損害保険契約等に係るものと旧長期損害保険契約等に係るものがある場合(一つの契約で、に該当の場合は、いずれか一つの契約に該当するものとして計算) ア. 及び に準じて計算した金額の合計額が25,000円以下の場合 当該合計額 イ. 及び に準じて計算した金額の合計額が25,000円を超える場合 25,000円	配偶者特別控除	生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者、控除対象配偶者に該当するものを除く)を有する納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の者である場合には、その者の総所得金額から次の区分に応じた金額を控除します。 ア. 前年の合計所得金額が38万円超45万円未満の場合 33万円 イ. 前年の合計所得金額が45万円以上75万円未満の場合 38万円 - (合計所得金額 - 38万円) (注)()内の金額は、()内の計算で求めた金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち最も多い金額 ウ. 前年の合計所得金額が75万円以上76万円未満の場合 3万円
			扶養控除	○扶養親族1人につき 33万円 ただし、扶養親族が16~22歳の場合 45万円 70歳以上の場合 38万円 ○納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の扶養親族は1人につき 45万円 ただし、その扶養親族が特別障害者である場合 68万円 ○納税義務者又はその配偶者若しくは納税義務者と生計を一にしているその他の親族と同居している特別障害者である扶養親族は1人につき 56万円 ただし、その扶養親族が16~22歳の場合 68万円 70歳以上の場合 61万円
		基礎控除	33万円	

4 . 大牟田市税率表

税 目			年 度				
			42	43	44	45	46
市	個人	均等割	100円 400円	100 400	100 400	100 400	100 400
		所得割	標準税率	同左	同左	同左	同左
民	法	均 等 割	42.6.1以後に終了 する事業年度から 1号4,000円 2号2,000円	同左	同左	同左	同左
		税 割	$\frac{10.7}{100}$ $\frac{8.9}{100}$	$\frac{10.7}{100}$ $\frac{8.9}{100}$	$\frac{10.7}{100}$ $\frac{8.9}{100}$	$\frac{10.7}{100}$ $\frac{9.1}{100}$	$\frac{10.7}{100}$ $\frac{9.1}{100}$
固 定 資 産 税	標準税率	標準税率	$\frac{1.6}{100}$ $\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.6}{100}$ $\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.6}{100}$ $\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.6}{100}$ $\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.6}{100}$ $\frac{1.4}{100}$
		標準税率	$\frac{1.6}{100}$ $\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.6}{100}$ $\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.6}{100}$ $\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.6}{100}$ $\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.6}{100}$ $\frac{1.4}{100}$
軽 自 動 車 税	原 付	50CC	500円	月割廃止 500	500	500	500
		90CC	800	" 800	800	800	800
		125CC	1,000	" 1,000	1,000	1,000	1,000
	二 輪	二 輪	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
		三 輪	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		四輪貨物(自) " (営)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	自 動 車	四輪乗用(自) " (営)	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
		農 耕 作 業 用	1,000	月割廃止1,000	1,000	1,000	1,000
	小 型 特 殊 (そ の 他)	二 輪 の 小 型	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		二 輪 の 小 型	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
市 た ば こ 消 費 税			$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$
電 気 ガ ス 税	電気税	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	
	ガス税	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	
鉱 産 税	標準税率	$\frac{1.1}{100}$ $\frac{1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$ $\frac{1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$ $\frac{1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$ $\frac{1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$ $\frac{1}{100}$	
	標準税率	$\frac{1.1}{100}$ $\frac{1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$ $\frac{1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$ $\frac{1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$ $\frac{1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$ $\frac{1}{100}$	
特別土地 保有税	土地に対して 課するもの	-	-	-	-	-	
	土地の取得に 対して課するもの	-	-	-	-	-	
都 市 計 画 税			-	-	-	-	

税 目		年 度		47	48	49	50	51
		47	48					
市	個人	均等割	県	100	100	100	100	300
			市	400	400	400	400	1,200
民	法	均等割	県	標準税率	同左	同左 (税法改正)	同左	同左
			市					
税	人	均等割	税	1号4,000円 2号2,000円	同左	同左	同左	51.4.1以後に終了 する事業年度から 1号24,000円 2号12,000円 3号7,200円
			割	10.7 100	10.7 100	49.5.1以後に終了 する事業年度から	14.5 100	14.5 100
固 定 資 産 税	標 準 税 率	標準税率	9.1 100	9.1 100	14.5 100	12.1 100	12.1 100	12.1 100
		標準税率	1.6 100	1.6 100	1.6 100	1.6 100	1.6 100	1.6 100
軽 付	原	50CC	500	500	500	500	650	
		90CC	800	800	800	800	1,000	
自 動 車	自	125CC	1,000	1,000	1,000	1,000	1,300	
		二輪	1,500	1,500	1,500	1,500	月割廃止 2,000	
税	自	三輪	2,000	2,000	2,000	2,000	" 2,600	
		四輪貨物(自)					3,300	
市 た ば こ 消 費 税	標 準 税 率	"(営)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,900	
		四輪乗用(自)					5,900	
電 気 税	ガ ス 税	"(営)	4,500	4,500	4,500	4,500	5,200	
		農耕作業用	1,000	1,000	1,000	1,000	1,300	
鉦 産 税	標 準 税 率	小型特殊(その他)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,900	
		二輪の小型	2,500	2,500	2,500	2,500	3,300	
電 気 税	ガ ス 税	市たばこ消費税	18.1 100	18.1 100	18.1 100	18.1 100	18.1 100	
		電気税	7 100	7 100	10月 6 より 100	50年 5 1月より 100	5 100	5 100
鉦 産 税	標 準 税 率	ガス税	7 100	7 100	10月 3 より 100	50年 4 1月より 100	6月 3 より 100	52年 2 1月より 100
		標準税率	1.1 100	1.1 100	1.1 100	1.1 100	1.1 100	
特別土地 保有税	土地に対して 課するもの	標準税率	1 100	1 100	1 100	1 100	1 100	
		土地の取得に対して課するもの	-	-	1.4 100	1.4 100	1.4 100	
都 市 計 画 税	土地の取得に対して課するもの	都市計画税	-	-	3 100	3 100	3 100	
		都市計画税	-	-	-	-	-	

52	53	54	55	56
300 1,200	300 1,200	300 1,200	500 1,500	500 1,500
同左	同左	同左	同左 (税法改正)	同左
52.4.1以後に終了 する事業年度から 1号80,000円 2号24,000円 3号8,000円	53.4.1以後に終了する 事業年度から 1号800,000円 4号24,000円 2号400,000円 5号8,000円 3号80,000円	同左	同左	同左
$\frac{14.5}{100}$	$\frac{14.5}{100}$	$\frac{14.5}{100}$	$\frac{14.5}{100}$	7月31日 まで $\frac{14.5}{100}$ $\frac{14.7}{100}$
$\frac{12.1}{100}$	$\frac{12.1}{100}$	$\frac{12.1}{100}$	$\frac{12.1}{100}$	8月1日 以降 $\frac{12.1}{100}$ $\frac{12.3}{100}$
$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
650	650	700	700	700
1,000	1,000	1,000	1,100	1,100
1,300	1,300	1,300	1,450	1,450
2,000	2,000	2,000	2,200	2,200
2,600	2,600	2,600	2,850	2,850
3,300	3,300	3,300	3,650	月割廃止 3,650
2,900	2,900	2,900	2,900	" 2,900
5,900	5,900	5,900	6,500	" 6,500
5,200	5,200	5,200	5,200	" 5,200
1,300	1,300	1,300	1,450	1,450
3,900	3,900	3,900	4,300	月割廃止 4,300
3,300	3,300	3,300	3,650	" 3,650
$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$
$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$
$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$
$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$
-	-	-	$\frac{0.05}{100}$	$\frac{0.1}{100}$
			制限 税率 $\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$

税 目		年 度		57	58	59
		均等割	県 市	500 1,500	500 1,500	500 1,500
市	個人	所得割	県 市	標準税率	同左	同左
		均等割		1号800,000円 2号400,000円 3号 80,000円 4号 24,000円 5号 8,000円	58.4.1以後に終了する 事業年度から 1号1,200,000円 4号60,000円 2号 700,000円 5号48,000円 3号 160,000円 6号16,000円	59.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000,000円 4号150,000円 2号1,750,000円 5号120,000円 3号 400,000円 6号 40,000円
民 法	均等割	税	割	14.7 100	14.7 100	14.7 100
		標準税率		12.3 100	12.3 100	12.3 100
人	税	標準税率		1.6 100	1.6 100	1.6 100
		標準税率		1.4 100	1.4 100	1.4 100
固 定 資 産 税	標準税率			700	700	1,000
				1,100	1,100	1,200
軽 付	50CC			1,450	1,450	1,600
		90CC		2,200	2,200	2,400
自 軽	二 輪			2,850	2,850	3,100
		三 輪		3,650	3,650	4,000
動 自	四輪貨物(自)			2,900	2,900	3,000
		"(営)		6,500	6,500	7,200
車 自	四輪乗用(自)			5,200	5,200	5,500
		"(営)		1,450	1,450	1,600
税	農耕作業用			4,300	4,300	4,700
		小型特殊(その他)		3,650	3,650	4,000
市 た ば こ 消 費 税	標準税率			18.1 100	18.1 100	18.1 100
				5 100	5 100	5 100
電 気 ガ ス 税	電気税			2 100	2 100	2 100
		ガス税		1.1 100	1.1 100	1.1 100
鉦 産 税	標準税率			1 100	1 100	1 100
				1.4 100	1.4 100	1.4 100
特 別 土 地 保 有 税	土地に対して課するもの			3 100	3 100	3 100
		土地の取得に対して課するもの		0.1 100	0.1 100	0.1 100
都 市 計 画 税	制限税率			0.3 100	0.3 100	0.3 100

60	61	62	63	元
700円	700	700	700	700
2,000円	2,000	2,000	2,000	2,000
同左	同左	同左	同左	同左
59.4.1以後に終了 する事業年度から 1号3,000,000円 2号1,750,000円 3号 400,000円 4号 150,000円 5号 120,000円 6号 40,000円	同左	同左	同左	同左
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000円	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
<u>18.1</u> 100	従価割 <u>14.3</u> 100 従量割(4月まで)5月以降特例 <u>350</u> <u>640</u> 1,100 1,000	従価割 <u>14.3</u> 100 従量割 特例 <u>640</u> 1,000	従価割 <u>14.3</u> 100 従量割 特例 <u>640</u> 1,000	3月まで <u>14.3</u> 4月から <u>1.997</u> 従価割 100 従量割 1,000 従量割 特例 " 旧3級品 <u>640</u> <u>948</u> 1,000 1,000
<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	平成元年 4月1日廃止
<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	
<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100
<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100

税目		年度	2	3	4	5	6			
市	個人	均等割	700	700	700	700	700			
		所得割	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000			
民	法	均等割	1号3,000,000円 2号1,750,000円 3号400,000円 4号150,000円 5号120,000円 6号40,000円	同左	59.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000千円 2号1,750千円 3号400千円 4号150千円 5号120千円 6号40千円	同左	6.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000千円 7号130千円 2号1,750千円 8号120千円 3号410千円 9号50千円 4号400千円 5号160千円 6号150千円			
		税割標準税率	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100			
固	定	資	産	税	標準税率	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
					標準税率	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
軽自動車	税	原付	50CC	1,000	1,000	1,000円	1,000	1,000		
		90CC	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200			
		125CC	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600			
		ミニカー	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500			
		二輪	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400			
		三輪	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100			
		四輪貨物(自)	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000			
		"(営)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000			
		四輪乗用(自)	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200			
		"(営)	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500			
		農耕作業用	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600			
		小型特殊(その他)	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700			
二輪の小型	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000					
市	たばこ税	従量割 1,997 1,000	従量割 1,997 1,000	従量割 1,997 1,000	従量割 1,997 1,000	従量割 1,997 1,000				
63年度までは	市たばこ消費税	" 旧3級品 948	" 旧3級品 948	" 旧3級品 948	" 旧3級品 948	" 旧3級品 948				
		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000				
鉦	産	税	標準税率	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100			
			標準税率	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100			
特別土地	保有	税	土地に対して課するもの	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100			
			土地の取得に対して課するもの	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100			
都	市	計	画	税	制限税率	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	
					制限税率	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	

7	8	9	10	11
700 2,000	1,000 2,500	1,000 2,500	1,000 2,500	1,000 2,500
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 1,997 1,000 " 旧3級品 <u>948</u> 1,000	従量割 1,997 1,000 " 旧3級品 <u>948</u> 1,000	従量割 2,434 1,000 " 旧3級品 <u>1,155</u> 1,000	従量割 2,434 1,000 " 旧3級品 <u>1,155</u> 1,000	4月まで 2,434 従量割 1,000 " 旧3級品 <u>1,155</u> 1,000 5月から 2,668 従量割 1,000 " 旧3級品 <u>1,266</u> 1,000
<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	平成10年 4月1日廃止	
<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100		
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100		
<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100

税目		年度		12	13	14	15
市	個人	均等割	県	1,000	1,000	1,000	1,000
			市	2,500	2,500	2,500	2,500
市	個人	所得割	県	標準税率			
			市	同左			
民	法	均等割		1号3,000千円 7号130千円 2号1,750千円 8号120千円 3号 410千円 9号 50千円 4号 400千円 5号 160千円 6号 150千円			
				同左			
税	人	均等割		同左			
		税割		同左			
固定資産税	標準税率			14.7	14.7	14.7	14.7
				100	100	100	100
固定資産税	標準税率			12.3	12.3	12.3	12.3
				100	100	100	100
固定資産税	標準税率			1.6	1.6	1.6	1.6
				100	100	100	100
固定資産税	標準税率			1.4	1.4	1.4	1.4
				100	100	100	100
軽自動車税	原付	50CC		1,000	1,000	1,000	1,000
		90CC		1,200	1,200	1,200	1,200
		125CC		1,600	1,600	1,600	1,600
		ミニカー		2,500	2,500	2,500	2,500
	軽自動車	二輪		2,400	2,400	2,400	2,400
		三輪		3,100	3,100	3,100	3,100
		四輪貨物(自)		4,000	4,000	4,000	4,000
		"(営)		3,000	3,000	3,000	3,000
	自動車	四輪乗用(自)		7,200	7,200	7,200	7,200
		"(営)		5,500	5,500	5,500	5,500
		農耕作業用		1,600	1,600	1,600	1,600
		小型特殊(その他)		4,700	4,700	4,700	4,700
自動車	二輪の小型		4,000	4,000	4,000	4,000	
市たばこ税	従量割	2,668	従量割	2,668	従量割	2,668	6月まで 2,668 7月から 2,977
	"	1,000	"	1,000	"	1,000	従量割 1,000 従量割 1,000
		旧3級品		旧3級品		旧3級品	" 旧3級品
		1,266		1,266		1,266	1,266 1,412
市たばこ税		1,000		1,000		1,000	1,000 1,000
特別土地保有税	土地に対して課するもの		1.4	1.4	1.4	平成15年度から新たな課税は停止	
	土地の取得に対して課するもの		100	100	100		
特別土地保有税	土地の取得に対して課するもの		3	3	3		
			100	100	100		
都市計画税	制限税率		0.1	0.1	0.1	0.1	
			100	100	100	100	
都市計画税	制限税率		0.3	0.3	0.3	0.3	
			100	100	100	100	
入湯税	標準税率		-	-	-	-	

16	17	18	19	20
1,000 3,000	1,000 3,000	1,000 3,000	1,000 3,000	1,500 3,000
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	H20.4.1以降に開始する 事業年度から 1号 50千円 6号 400千円 2号 120千円 7号 410千円 3号 130千円 8号1,750千円 4号 150千円 9号3,000千円 5号 160千円
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 2,977 1,000 " 旧3級品 1,412 1,000	従量割 2,977 1,000 " 旧3級品 1,412 1,000	6月まで 2,977 7月から 3,298 従量割 1,000 従量割 1,000 " 旧3級品 1,412 1,564 1,000 1,000	従量割 3,298 1,000 " 旧3級品 1,564 1,000	従量割 3,298 1,000 " 旧3級品 1,564 1,000
-	-	-	-	-
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100
-	-	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150

税目		年度		21	22	23
市	個人	均等割	県市	1,500 3,000	1,500 3,000	1,500 3,000
		所得割	県市	標準税率	同左	同左
民	法	均等割		H21.3.1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号 2,100千円 4号 180千円 9号 3,600千円 5号 192千円	同左	同左
税	人	税割		14.7 100	14.7 100	14.7 100
		標準税率		12.3 100	12.3 100	12.3 100
固定資産税				1.6 100	1.6 100	1.6 100
		標準税率		1.4 100	1.4 100	1.4 100
軽自動車税	原付	50CC		1,200	1,200	1,200
		90CC		1,400	1,400	1,400
		125CC		1,900	1,900	1,900
	自動車	ミニカー		3,000	3,000	3,000
		二輪		2,800	2,800	2,800
		三輪		3,700	3,700	3,700
		四輪貨物(自)		4,800	4,800	4,800
		"(営)		3,600	3,600	3,600
		四輪乗用(自)		8,600	8,600	8,600
	農耕作業用	"(営)		6,600	6,600	6,600
		農耕作業用		1,900	1,900	1,900
		小型特殊(その他)		5,600	5,600	5,600
	二輪の小型		4,800	4,800	4,800	
市たばこ税				従量割 3,298 1,000 " 旧3級品 1,564 1,000	9月まで 3,298 10月から 4,618 従量割 1,000 従量割 1,000 " 旧3級品 " 旧3級品 1,564 2,190 1,000 1,000	従量割 4,618 1,000 " 旧3級品 2,190 1,000
都市計画税				0.1 100	0.1 100	0.1 100
		制限税率		0.3 100	0.3 100	0.3 100
入湯税				宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70
		標準税率		1人1日につき 150	1人1日につき 150	1人1日につき 150

○市民税、個人所得割の税率表

3年度～6年度		7年度～8年度		9年度～10年度		11年度～18年度		19年度～	
区分	税率	区分	税率	区分	税率	区分	税率	区分	税率
160万円以下	3/100	200万円以下	3/100	200万円以下	3/100	200万円以下	3/100	一律	6/100
160万円を超え ～550万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100		
550万円を超える 金額	11/100	700万円を超える 金額	11/100	700万円を超える 金額	12/100	700万円を超える 金額	10/100		

○市民税、法人均等割の税率表

53年度～57年度			58年度			59年度～5年度			6年度～19年度		
区分		税率	区分		税率	区分		税率	区分		税率
資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円
(1号) 50億円超	100人超	800	(1号) 50億円超	50人超	1,200	(1号) 50億円超	50人超	3,000	(1号) 50億円超	50人超	3,000
(2号) 10億円超 ～50億円以下	100人超	400	(2号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	700	(2号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750	(2号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750
(3号) 10億円超 1億円超 ～10億円以下	100人以下 100人超	80	(3号) 10億円超 1億円超 ～10億円以下	50人以下 50人超	160	(3号) 10億円超 1億円超 ～10億円以下	50人以下 50人超	400	(3号) 10億円超 (4号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下 50人超	410 400
(4号) 1億円超 ～10億円以下 1千万円超 ～1億円以下	100人以下	24	(4号) 1億円超 ～10億円以下 1千万円超 ～1億円以下	50人以下 50人超	60	(4号) 1億円超 ～10億円以下 1千万円超 ～1億円以下	50人以下 50人超	150	(5号) 1億円超 ～10億円以下 (6号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下 50人超	160 150
(5号) 前各号以外		8	(5号) 1千万円超 ～1億円以下 1千万円以下	50人超 50人以下	48	(5号) 1千万円超 ～1億円以下 1千万円以下	50人以下 50人超	120	(7号) 1千万円超 ～1億円以下 (8号) 1千万円以下	50人以下 50人超	130 120
			(6号) 前各号以外		16	(6号) 前各号以外		40	(9号) 前各号以外		50

20年度			21年度～		
区分		税率	区分		税率
資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円
(1号) 次の各号以外	-	50	(1号) 次の各号以外	-	50
(2号) 1千万円以下	50人超	120	(2号) 1千万円以下	50人超	144
(3号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下	130	(3号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下	156
(4号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	150	(4号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	180
(5号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	160	(5号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	192
(6号) 1億円超 ～10億円以下	50人超	400	(6号) 1億円超 ～10億円以下	50人超	480
(7号) 10億円超	50人以下	410	(7号) 10億円超	50人以下	492
(8号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750	(8号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	2,100
(9号) 50億円超	50人超	3,000	(9号) 50億円超	50人超	3,600

5. 税務機構一覽

課名	担当名	課長	主幹	主査	職員	計	事務分掌
税務課	市民税	1	1	1	12	1	1. 市税（国民健康保険税を除く。）に関する事 2. 固定資産の評価に関する事 3. 国有資産等所在市町村交付金に関する事 4. 市税に係る諸証明に関する事
	諸税			1	4		
	土地			1	7		
	家屋			1	7		
	家屋・償却			1	3		
	計			1	1		
納税課	徴収第一	1	1	1	7	1	1. 市税並びにこれに付帯する督促手数料及び延滞金の徴収に関する事 2. 市税の過誤納金の還付及び充当に関する事 3. 納税の督促に関する事 4. 市税の滞納処分及びその執行停止に関する事 5. 市税の不納欠損処分に関する事 6. 市税の徴収の囑託及び受託に関する事
	徴収第二			1	6		
	徴収第三			1	1		
	整理			1	2		
	収納管理			1	3		
	計			1	1		
総計		2	2	9	52	65	

基準日 平成23年8月1日

主査欄は主幹兼務を表す

市民部	市民共同推進室	市民生活課
		市民課
		保険年金課
		税務課
		納税課
	地域コミュニティ推進課	
		男女共同参画推進室
		人権・同和政策課